

議案第 9 2 号

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。